

消費税率引上げ及び軽減税率導入に伴う影響

日本商工会議所「LOBO調査」(2019年11月実施結果より)

消費税率引上げに伴う経営への影響

※消費者向け商品・サービス(BtoC)を扱う企業が対象

影響がある	特に影響はない
72.1%	27.9%

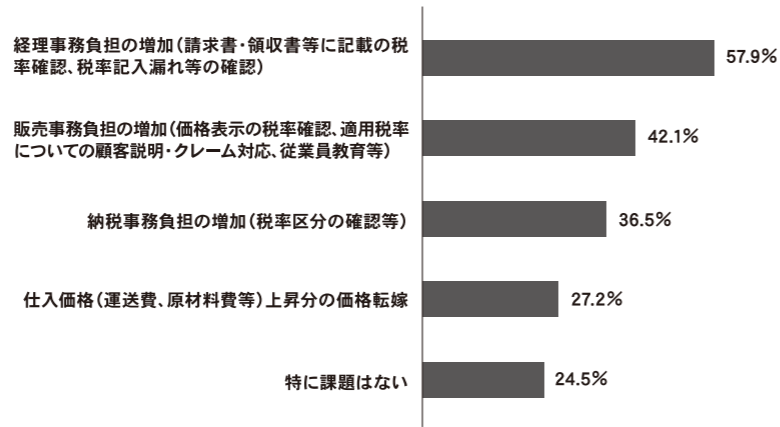
具体的な影響の内容

【複数回答・上位5項目】

駆け込み需要はほとんどなく、消費が一層落ち込み、売上が減少している	40.0%
ポイント還元事業、プレミアム商品券等を活用も、今のところ需要押し上げ効果は感じられない	33.8%
駆け込み需要により一時的な売り上げ増はあったが、反動減により売上が減少している	31.9%
経営努力(コスト削減/商品・サービスの質の向上/キャンペーン等)により当面の利益は確保している	19.0%
競合他社との価格競争や顧客からの値下げ圧力が厳しさを増し、価格転嫁が一層困難になっている	14.5%

軽減税率導入に伴う経営上の課題

※飲食料品等、軽減税率対象品目を扱う企業が対象【複数回答】



消費税確定申告書を作成するためには、「区分経理」が必要です。

消費税の軽減税率制度の実施に伴い、仕入れや経費に軽減税率(8%)対象品目がある場合、消費税確定申告書を作成するためには、仕入れや経費を税率ごとに区分して記載する「区分経理」を行う必要があります。また、消費税の申告で仕入税額控除の適用を受けるためには、原則(※)として「区分経理」をした帳簿の保存が必要となります。なお、消費税確定申告書の作成についての流れは以下の通りです。

(※)軽減税率制度実施後から一定期間、売上又は仕入を区分することが困難な中小企業については、売上税額又は仕入税額の特例が設けられています。詳しくは税務署や商工会議所にお問い合わせください。



帳簿の区分経理・記載事項

毎日の売上げ・仕入れ(経費)を税率ごとに区分して帳簿に記載しなければなりません。

	令和元年9/30まで 【請求書等保存方式】	令和元年10/1から 【区分記載請求書等保存方式】
帳簿への記載事項	・課税仕入れの相手方の氏名又は名称 ・取引年月日 ・取引の内容 ・取引の対価の額	左記の記載事項に加え ・軽減税率の対象品目である旨

税率区分

適用時期 区分	令和元年9月30日まで (以下「旧税率」といいます。)	令和元年10月1日から	
	消費税率	軽減税率	標準税率
消費税率	6.3%	6.24%	7.8%
地方消費税率	1.7% (消費税額の17/63)	1.76% (消費税額の22/78)	2.2% (消費税額の22/78)
合計	8.0%	8.0%	10.0%

帳簿から消費税確定申告書を作成する際のイメージ(経費の例)

帳簿(経費)		
2019年 月 日	内容	金額
8 xx	水道光熱費(〇市)	△,△△△
∴ ∴	∴	∴
11 xx	会議費※(〇商店、お茶代)	□,□□□
	会議費(〇商店、文具代)	〇,〇〇〇
11 xx	接待交際費※(〇屋、お菓子代)	□,□□□
∴ ∴	∴	∴
2019年合計		◎◎◎,◎◎◎

(旧税率対象) 旧8%対象 ▲▲▲▲▲▲▲▲
8%対象 ■■■■■■■■
※軽減税率対象品目 10%対象 ●●●●●●●●

消費税確定申告書を作成する際、旧税率8%、軽減税率8%及び標準税率10%を区分して計算する必要があります!

消費税申告書 付表2-2(令和元年9月30日までの取引分)

課税仕入れに係る支払対価の額	...	6.3%分	旧税率分小計
	...	▲▲▲,▲▲▲	◇◇◇,◇◇◇

消費税申告書 付表2-1(令和元年10月1日からの取引分)

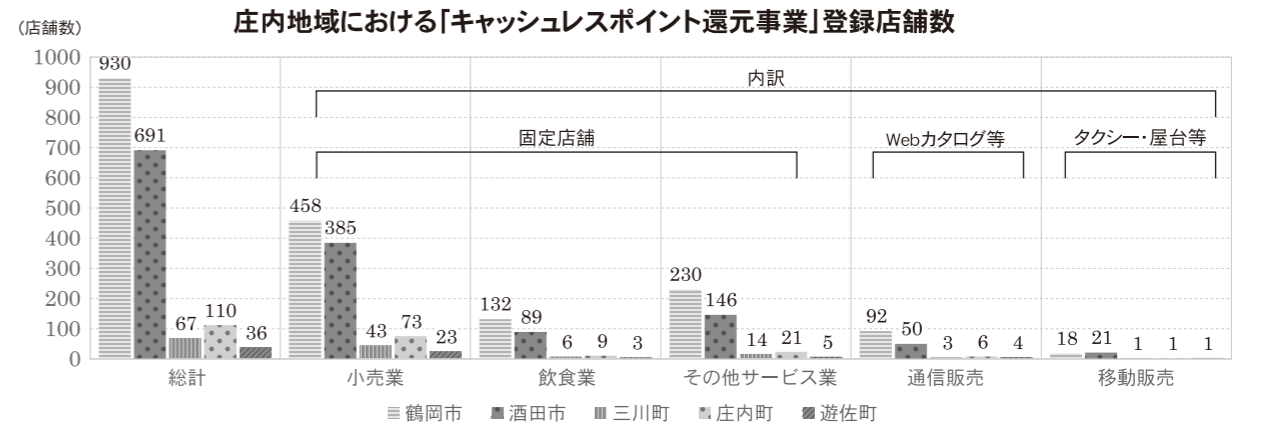
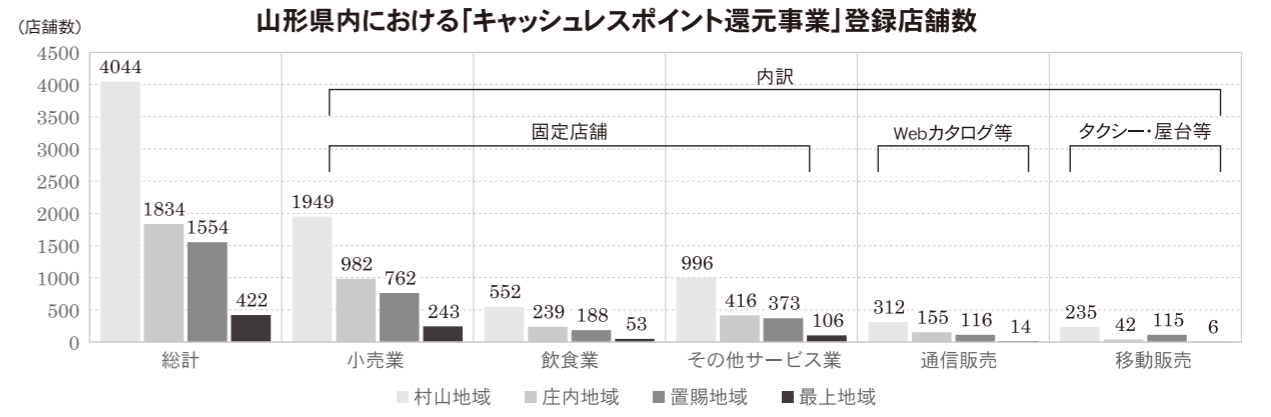
課税仕入れに係る支払対価の額	6.24%分	7.8%分	合計
	■■■,■■■	●●●,●●●	◎◎◎,◎◎◎

(注)1 帳簿及び申告書付表は記載を簡略化しています。
2 経費に係る取引は、全て課税取引として記載しています。

当所では、消費税改正に関するご相談窓口を設けております。セミナー、相談会も実施いたしますので、是非この機会をご利用ください。

- 消費税申告実務の説明会&個別相談 令和2年1月28日(火) 講師:荒川税理士事務所 所長 荒川昭正氏
- 所得税・消費税の確定申告相談会 令和2年2月17日(月)より ※詳細は本誌P11をご覧ください

セミナー、相談会のお問合せ先 ▶ 鶴岡商工会議所 経営支援課 軽減税率制度国税庁HP特設サイト 国税庁 軽減税率制度 検索



2019年10月より「キャッシュレス・ポイント還元事業」がスタート!
昨年10月からの消費税率引上げに伴い、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上のため、中小・小規模事業者支援としてキャッシュレス手段を使ったポイント還元事業がスタートしております。
「キャッシュレス・ポイント還元事業」支援制度は、消費税率引上げ後の9ヵ月間(2019年10月〜2020年6月) ①決済用端末と設置費用が無料 ②加盟店手数料が2.17%以内 ③キャッシュレス決済をされたお客様に5%のポイント還元となる支援です。
全国で約94万店舗がキャッシュレス登録!(2019年12月21日時点)
キャッシュレス・ポイント還元事業が開始されてから3ヵ月、全国で939,477店舗が加盟登録されました。山形県内では、854店舗、うち鶴岡市は930店舗が登録されており、今後、インバウンドを含めた観光客、若者世代のみならずシニア層まで、キャッシュレス化の波が一層拡大・浸透していくことが予想されます。消費者の購買意欲・購買機会を逃さないためにもキャッシュレス登録を「検討下さい」。
「キャッシュレス・ポイント還元事業」登録申請は4月末まで受付中!
ポイント還元事業の登録申請は2020年4月末まで引続き行っておりますので、登録をご検討されている事業者の皆様には、決済の利便性と集客力向上のため、ぜひ手続きすることをお勧めします。



株式会社プラセンスガワラ 菅原 豪雄さん 鶴岡市道形町46-5 TEL.0235-23-4188

お店について

現在のところに移転して間もなく35年になります。目標は店の継続です。ミニ四駆大会は今後も続けていきたいと考えておりますし、昔から人気のあるトミカのミニカーは、国内で40店舗しか販売できないものも扱っていて、海外からの問い合わせもあります。

キャッシュレスを導入して変わったこと

当店はポイント還元が始まる前からキャッシュレス決済を導入しておりますが、最初は1ヶ月あたり平均1~3人程度の利用しかありませんでした。最近では利用者が一気に増えて、PayPayで決済されるお客様が毎日いらっしゃいます。しかしPayPayだからといって、高額商品を買うというわけではないようです。キャッシュレスについては、お客様から喜んでいただいていると思っています。



【制度概要・問合せ先】 キャッシュレス・ポイント還元事業(中小・小規模事業者専用) ホームページ <https://cashless.go.jp/franchise/>

特集
キャッシュレス決済と消費税率軽減税率導入後の状況と影響
○キャッシュレス決済 ○消費税率確定申告